所得税関係

居住用不動産の譲渡

1 はじめに

居住用不動産の譲渡は、その 適用要件を満たせば3,000万円 の特別控除が受けられる(措法 35)。今回、裁決事例(J57-2-18) から「居住用」の判断基準を検 討する。

2 裁決事例の概要

- ①昭和25年に甲建物を購入し、 居住用に使用、昭和46年乙建 物を新築し、1階を法人の事 務所工場・倉庫等としてA法 人に賃貸、2階を居住用と し、居住の中心は甲建物から 乙建物に移る。
- ②平成6年7月にA法人が倒産, 12月に不動産の所有者が死亡 した。
- ③平成7年相続人が不動産の相 続登記後すぐに当該不動産を 売却する。H8年3月の確定申 告では非居住用と居住用に分 けて申告したものの、H8年 12月この不動産全てに措法35 条の適用した更正の請求をし た。
- ④この更正の請求について更正 処分を受け、異議申立をする が棄却され、平成9年審査請 求をしたものの、平成11年の 裁決で棄却された事案であ る。

3 請求人の主張

当該不動産全てを居住用不動産とした請求人の主張は次のとおりである。

①乙建物1階は,法人倒産後空 き家同然となったので法人所 有の備品を整理し,車庫,倉 庫,物置,物干し場,台所及

- び犬小屋として有効利用し、 生活の拠点としていた。乙建 物は1階2階を一体として利 用していた。
- ②生活用資産の物置として居住 用不動産と認めている甲建物 は、古く廃屋同然だから、乙 建物1階を物置として利用し ているので居住用不動産であ る。

4 裁判所の判断

以下の理由により乙建物は居住用と非居住用の共用とし、敷地も建物の使用割合で区分するのが合理的と判断され、請求人の主張は棄却された。

- ①敷地には、法人の駐車場として2台以上の駐車スペースがあり、乙建物2階にも小さいが物置あり、甲建物もあるので、1階を物置や駐車場等に使う必然性がない。
- ②相続登記は譲渡の8日前,売 買代金のうち一部債務の履行 にあてていて,平成7年から 譲渡の売込をしている。
- ③乙建物 2階は、家族構成から見ても一般家庭の居宅としての広さ設備が十分あり、あえて1階を居住の用に供さなければならない特段の事情は認められず1階を改装した事実も認められない。
- ④機能のない1階の店舗工場の 台所を利用,原料倉庫であっ た日が当たらない場所を物干 し場として利用する理由がな い。
- ⑤銀行の債務返済のため相続登 記後すぐに譲渡する必要があ

り1階を居住用資産として利 用する必然性はない。

5 居住用の判断基準

甲建物は物置だが、請求人の 父母が利用していたタンス等を 保管しているとして居住用不動 産と認められた。だが、1階は 改装もせず. 備品等を処分した のみで、倉庫、物干し場、車庫 に使っていると主張しても、2 階に同様の設備があり、敷地に も駐車スペースがあるため、そ の主張には現実性がなく無理が ある。また、この案件では不動 産の売込をしていた事実が棄却 の大きな要素であると考える。 居住用とは生活の拠点であり, 一時的な利用では居住用とは言 えない。譲渡が前提であれば、 尚更, 売却までの一時的な利用 と指摘を受け、居住用であると の主張の立証説明は難しい。

6 おわりに

個人の居住用建物の一部である不動産を目族会社に賃貸終し居所会社に賃貸終しまます。賃貸終しまます。当該不動産の売却に際を適用が売却に関係を選出が売ります。当該不動産を選出が売ります。適用を対している。適用に際のでき、他の適用を対している。適用に際しては、そのが望ましい。

右山研究グループ

税理士 田久保知子